

第4章 施策の方向と展開



以下は、特記がない限り、県が、関係機関等と連携・協力しながら、子ども・若者の育成支援に関して推進する施策について、記載するものです。

基本目標Ⅰ 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

重点目標 1

基礎的能力である「知・徳・体」を育成します

子ども・若者が、命を大切にする心を育み、規範意識やコミュニケーション能力を育成し、基本的な生活習慣や体力を身につけていくことができるよう、また、「確かな学力」が培われるよう、家庭・学校・地域の連携により、基礎的能力である「知・徳・体」を育成するための取組を推進します。

施策の方向 1 豊かな心と健やかな体の育成

- ① **命を大切にする心を育む県民運動の推進**
本県の未来を担う子どもたちが、命を大切にし、他人への思いやりを持ち、たくましく成長できるよう、県民総ぐるみで「命を大切にする心を育む県民運動」（P56 参照）を推進します。
- ② **規範意識、コミュニケーション能力の育成**
社会生活を営むのに必要な規範意識やコミュニケーション能力を育成するため、道徳教育や集団宿泊体験活動の充実などを図ります。
- ③ **基本的な生活習慣の形成**
基本的な生活習慣の定着を図る取組を推進するとともに、その大切さを社会全体で再認識するための普及啓発を図ります。
また、幼児期からの「食育」を推進します。
- ④ **体力・運動能力の向上**
学校体育の授業や運動部活動、地域のスポーツ活動の充実などを通じて、子どもの体力向上や、運動に親しむ習慣を育むための取組を推進します。
- ⑤ **心と体の健康教育等の推進**
心身の健康や食に関する知識、喫煙・飲酒・薬物乱用に関する知識、発達の段階に応じた性に関する知識など、専門家の協力も得ながら、心と体の健康教育を推進するほか、10代の親への支援や安心して安全な妊娠・出産の確保等の充実を図ります。

施策の方向2 確かな学力の向上

① 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力等の育成

基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、それらを活用して課題を解決するために必要となる思考力・判断力・表現力等の育成や、主体的に学習に取り組む態度を身につけることにより、「確かな学力」の向上を図ります。

② きめ細かな指導の充実と子どもに向き合える環境づくり

きめ細かな学習指導により、子どもたちの「確かな学力」の向上を図るため、習熟度に応じた指導やティーム・ティーチング（複数教員による協力的指導）、情報通信技術の活用（※1）、小学校・中学校・高等学校までの12年間を見通した教育などの取組を推進します。

また、少人数学級編制などにより、児童生徒一人ひとりの実情を踏まえた指導の充実に努めます。

※1 情報通信技術の活用

GIGAスクール構想による1人1台のICT環境を活かしつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、個別最適な学びと協働的な学びを実現することを目指すもの。

コ ラ ム

「命を大切にできる心を育む県民運動」

「命を大切にできる心を育む県民運動」は、平成16年に長崎県佐世保市で発生した小学生児童による同級生殺害事件を契機に、本県においてこのような事件を決して起こしてはならないとの思いから、「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに、幼少期から子どもたちに命の尊さや大切さを伝えることで、自分を大切に思う気持ちや、相手の立場に立ち、思いやる心を育ていこうと、県民総ぐるみで具体的な活動に取り組んでいるものです。

青森県の未来を担う財（たから）である子どもたちの可能性を大きく伸ばし、心身ともにたくましく健やかに育つ環境づくりを進めることは、大人の大きな責務です。

一人ひとりの命は何よりも尊く、周りのみんなにとってもかけがえのない大切な宝であるということ、そしてどんな理由があっても、人を傷つけたり、自ら命を絶つようなことは決してあってはならないというメッセージを、広く子どもたちに発信していきましょう。

命を大切にできる心を育む県民運動推進会議

「命を大切にできる心を育む県民運動推進会議」は本県民運動を推進する組織で、県内の学校・教育関係団体、保育・子育て支援団体など、1,400を超える団体に御賛同をいただき、命の大切さを伝えるメッセージの発信や、命の大切さを考える機会の提供など、それぞれの立場で多彩な活動に取り組んでいただいています。

重点目標 2

社会的・職業的自立に必要な能力を育成します

子ども・若者が、変化の著しい現代社会に的確かつ迅速に対応していくことができるよう、また、自主性・社会性の育成や、勤労観・職業観の形成などを通して就労の促進につながるよう、家庭・学校・地域の連携により、社会的・職業的自立に必要な能力を育成するための取組（キャリア教育（※2））を推進します

※2 キャリア教育

青森県の子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向け、郷土に愛着と誇りを持ち、チャレンジ精神あふれる人間として育つよう、必要な基盤となる資質、能力、態度を培うことを通して、キャリア発達を促す教育。

（『生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈総論編〉』）

施策の方向1 社会の変化に対応できる能力の育成

① 読書活動の推進

言葉を学び、表現力を高めるとともに、感性を磨き、豊かな想像力を身につけられるよう、読書や新聞の閲読・活用を推進します。

② 情報教育の推進

情報モラル教育（※3）やメディアリテラシー教育（※4）、ICTを利活用した情報教育を推進します。

また、インターネットやスマートフォン等の適切な利用について、家庭でのルールづくりを徹底するなど、インターネット上の有害情報から青少年を守るための取組を推進します。

③ 環境教育、防災教育の推進

人と自然との共生や生命を尊重する意識、森林保全、脱炭素・循環型社会の形成に向けた取組など、環境に関する理解と関心を深める環境教育を推進します。

また、災害についての正しい知識と、災害発生時などに主体的に対応できる判断力や実践力を身につける防災教育を推進します。

④ 創造力や探究心を育む教育の推進

創造力や探究心、自由な発想や発見を尊重し、体験的な学習を通して科学的な見方や考え方を育成するための教育を推進します。

※3 情報モラル教育

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を身につけ、犯罪被害を含む危険の回避等情報を正しく安全に利用できるようにするための教育。

※4 メディアリテラシー教育

メディアについて正しく理解し、適正・有効に活用する能力を身につけるための教育。

施策の方向2 社会参加の推進

① 社会参加機会の充実

民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、社会形成・社会参加に関する主権者教育、消費者教育などを、成年年齢引き下げ等制度改正も考慮しながら推進します。

また、様々な機会を捉え、政策形成過程において子ども・若者が意見を表明する機会の確保に努めます。

② 多様な活動機会の充実

豊かな人間性や社会性、自己肯定感、自己有用感、意欲、チャレンジ精神等を涵養し、「生きる力」を育むため、集団遊びの場の確保やスポーツ・レクリエーション、自然体験、集団宿泊体験、芸術・伝統文化体験、農林漁業体験、地域づくり活動など、地域における多様な体験活動に参加・参画する機会の充実に努めます。

また、同世代や乳幼児・高齢者などの異世代との交流を通して、自分自身を見つめ成長する機会の充実に努めるとともに、社会貢献活動に関する理解や関心を深める機会の充実に努め、自主的な参加を促進します。

施策の方向3 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援の充実

① 勤労観・職業観の形成

職場見学や職業体験学習など、職業と触れ合う機会の充実に努めるとともに、子どもたちが、将来、社会人や職業人として自立していくことができるよう、多様な働き方、生き方を選択するための知識や考え方を学習する機会を提供することなどにより、望ましい勤労観・職業観の形成を推進します。

② 職業能力開発の充実

必要な職業知識・技能を身につけることができるよう、公共職業訓練施設等における職業能力開発の充実に努めるとともに、産業界等との連携による人財育成の取組を推進します。

③ 就労支援・就労相談の充実

学校における就労相談の充実に努めるとともに、若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）、公共職業安定所（ハローワークヤングプラザ）、地域若者サポートステーション（あおもりサポステ）の若年者就職支援施設（※5）の一体的な運営により、一人ひとりの状況に応じたワンストップでの一貫した支援体制を確保するなど、若年者に対する就労支援の強化を図ります。

また、適職選択のための各種セミナーの実施や情報提供、職業相談、職業紹介などの取組を推進します。

県内企業等との連携により、若年求職者とのマッチングの機会を充実させ、新規学卒者をはじめとする若者の県内企業への就職を推進します。

若年層の農林水産業における新規就業に向けた支援、青森県福祉人材センター（※6）における福祉分野の職業への就労斡旋など、様々な分野で就業に向けた取組を推進します。

※5 若年者就職支援施設

- ・ 若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）
15歳から45歳未満までの若者が就職相談やセミナー、カウンセリング及び求人情報検索などの様々な就職支援サービスを無料で受けられる施設。
- ・ 公共職業安定所（ハローワークヤングプラザ）
安定して働きたい若年者に対し、就職活動の促進や職場への定着を目的とし、職業指導や職業紹介、各種就業講習などの個別指導を無料でやっている。
- ・ 地域若者サポートステーション（あおもりサポステ）
無業の状態にある若者の就労と自立をサポートする施設。面談・カウンセリング・若者キャリア開発プログラムなどを提供し、若者の職業的自立に向けた支援を包括的、継続的に実施。

若年者就職支援施設の一体的運営について～「ヤングジョブプラザあおもり」とは～

上記の3施設を一体的に運営する際の総称。これにより、特に厳しい雇用情勢の下に置かれている新規学卒未就職者をはじめとした若年求職者に対する就職支援機能を一層強化し、若年者の就職の促進と定着率の向上を図ることを目的とする。

<一体的運営の具体的な内容>

(1) 各施設一体となった運営 ～総合案内窓口の設置～

3施設の窓口を一本化し、来所者の利便性を高め、ニーズに合わせた誘導を行う。

(2) 若年求職者に対する一貫した就職支援の実施

① チーム支援の実施

3施設の職員で構成されたチームにより、学卒未就職者等に対し、集中的に就職支援を行う。

② 「就勝クラブ」の実施

若年求職者の就職を、セミナーや職業紹介、カウンセリング（面接対策）により短期・集中的に支援する。

※6 福祉人材センター

社会福祉事業従事者の確保を目的として、職業安定法に基づく無料職業紹介事業を行うほか、社会福祉事業従事者等に対する研修、人材確保相談事業、社会福祉事業に関する啓発活動などを実施する機関。

青森県では、青森県社会福祉協議会に設置されている。

基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

重点目標 3

ニート等に対する支援の充実を図ります

ニート等の若者の個々の状況に応じた就労支援体制の強化を図るとともに、若年者の早期離職防止や、非正規労働者の正規雇用化に向けた取組を推進します。

施策の方向1 ニート等に対する就労支援の強化

① 就労支援体制の強化

若年者就職支援施設の一体的な運営（P59 参照）などを通して、ニート等の若者に対する就労支援体制の強化を図ります。

② 就労意識の醸成支援

職業講話や職業体験の実施、就職セミナーの開催、働くことに不安を抱えた若者に対するカウンセリングなどにより、若者が自信を持って働けるよう、就労意識の醸成を図ります。

施策の方向2 若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進

① 若者の職場適応と定着化に向けた取組の推進

若年者の職場適応と定着化を推進する県内事業所等の取組を支援するとともに、若年者等の就労意識形成のためのセミナーの開催や、雇用のミスマッチ解消のためのインターンシップ先の開拓などの取組を推進します。

② 非正規労働者の正規雇用化に向けた取組の推進

企業等における若年者の正規雇用化へのフォローアップや、正社員への登用制度導入に向けた取組を推進するとともに、若年者及びその保護者に対する正規雇用化に向けた意識啓発を推進します。

重点目標 4

いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります

いじめ、不登校、暴力行為を未然に防止するとともに、早期発見・早期対応できるよう、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、志半ばでの高校中途退学に至ることのないよう、指導や支援の充実を図るとともに、中途退学者に対する支援を推進します。

施策の方向1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援の充実

① いじめ防止に向けた取組の推進

いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した「青森県いじめ防止基本方針」に基づき、県、市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携により、いじめ問題に対する取組の充実・強化を図ります。

② 相談・支援体制の充実

児童生徒の悩みや不安に対応する相談電話等を設置するとともに、臨床心理に関して専門知識・経験を有するスクールカウンセラーや福祉に関する専門知識を有するスクールソーシャルワーカーなどと連携し、問題状況に応じた取組を推進します。

また、青森県総合学校教育センターなどの教育相談窓口における相談支援の充実を図るとともに、教職員の教育相談能力の向上を図ります。

③ 学校・家庭・地域が連携した取組の推進

保護者や民生委員・児童委員、学校支援ボランティア等との連携を強化し、子どもたちの問題行動の早期発見・早期対応に努めるとともに、立ち直り支援に向けた取組を推進します。

また、県民一人ひとりがそれぞれの立場で、いじめ、暴力行為などの子どもたちの問題行動や不登校に関心を持ち、これらの防止に向けて県民一体となって取り組むよう意識啓発を推進します。

施策の方向2 高校中途退学の防止対策と中途退学者への支援の推進

① 高校中途退学の防止対策の推進

人間関係や健康上の問題など、中途退学に至る実態の把握に努めるとともに、個別の指導や支援の充実を図るなど、中途退学を未然に防ぐための取組を推進します。

② 高校中途退学者への支援の推進

学校及び各分野の相談窓口等において、中途退学者に対し、個々の状況に応じて必要な情報提供や支援を行うなどの取組を推進します。

重点目標5

障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります

障害等のある子ども・若者の自立に向けて、関係機関等との連携により、発達段階に応じた切れ目のない支援を推進するとともに、県民理解の促進と地域における支援の充実を図るための取組を推進します。

施策の方向1 障害等のある子ども・若者への支援の充実

① 発達段階に応じた支援の推進

障害のある子ども・若者の健全な発達を支援する観点から、障害の特性に配慮した適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供や福祉サービスの充実に努めることなどにより、発達段階に応じた自立までの継続かつ一貫した支援を推進します。

② 学校における指導・支援の充実

障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けて、教職員の専門性の向上を図ることなどにより、一人ひとりの障害の特性に配慮した指導及び支援の充実に努めます。

③ 就労支援の充実

障害のある若者の職業的自立に向けて、関係機関等の連携により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開するほか、障害の態様やニーズに応じた職業訓練機会の充実に努めます。

また、産業界や労働関係機関との連携により、障害のある若者に対する就業体験の機会を提供するなど、職業教育の充実に努めるとともに、障害者雇用の促進に向けた企業等への理解啓発などの取組を推進します。

④ 障害者に対する文化芸術活動・生涯学習の支援

障害者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等の推進により、障害者等の文化芸術活動の充実に努めるとともにその生涯学習を支援します。

⑤ 慢性疾病を抱える子どもや難病患者の支援

幼少期から、長期にわたり治療が必要な慢性疾病を抱える児童等及び難病患者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、適切な療養の確保、自立心の確立を支援するため、相談支援等事業の実施により、健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。

また、疾病児童等については、移行期医療の体制整備を促進するとともに、難病患者に対して就労支援を実施します。

施策の方向2 発達障害のある子ども・若者への支援の充実

① 発達段階に応じた支援の推進

青森県発達障害者支援センター（※7）を核として、市町村、保健所、児童相談所などの関係機関相互の連携により、支援対象児の早期発見・早期療育に努めるとともに、発達段階に応じた適切な支援を推進します。

② 学校における指導・支援の充実

発達障害を含む障害のある子どもが、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人ひとりの

教育的ニーズを把握し、適切な指導を行います。併せて、このような子どもを支える周囲の子どもを含め、必要な支援を行います。

③ 県民理解の促進と地域における支援の充実

発達障害に対する正しい理解の促進に向けて、県民に対する普及啓発や情報提供などの取組を推進します。

また、当事者同士の自助グループ等の地域の取組を推進し、社会参加に向けた支援や家族の福祉の向上を図ります。

※7 発達障害者支援センター

発達障害のある人やその家族に対し、専門的にその相談に応じ、又は助言を行うほか、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関との連携により、発達障害のある人に対する総合的な支援を図るため、県では青森県発達障害者支援センターを県内3箇所に設置している。

重点目標 6

ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります

様々な要因により人との接触を避け、就学・就業をせずに家の中にひきこもって暮らす子ども・若者及びその家族に対して、関係機関等の連携により、個々の状況に応じた適切な支援を推進するとともに、県民理解の促進と相談・支援の充実を図るための取組を推進します。

施策の方向1 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実

① 相談・支援体制の充実

青森県ひきこもり地域支援センター（※8）において、ひきこもりに対する専門的な相談を実施するほか、保健所、児童相談所、市町村等の関係機関や民間支援団体との連携により、ひきこもりに関する正しい知識の情報提供や相談・支援の充実に努めます。

② 就労支援の充実

ひきこもりの状態にある若者の自立に向けて、関係機関等の連携により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援の展開を図るほか、当事者のニーズを踏まえた職業訓練機会の充実を図ります。

※8 ひきこもり地域支援センター

様々な要因によって、自宅以外での社会参加の場が長期間失われ、ひきこもりに悩んでいる人やその家族の相談に応じるほか、グループ支援、連絡協議会の設置、人材育成研修等ひきこもりに関する事業を実施するため、県では、青森県ひきこもり地域支援センターの本部（精神保健福祉センター）、サテライト（県民福祉プラザ）を設置している。

重点目標7

非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります

関係機関の連携により、子ども・若者の非行や犯罪の未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、薬物乱用防止に関する取組の充実や、相談窓口における支援の充実を図るための取組を推進します。

また、問題を抱えた少年や家族に対し、関係機関が連携して立ち直りを支援するとともに、再非行や再犯の防止に向けた取組を推進します。

施策の方向1 非行・犯罪防止対策の充実

① 早期発見・早期対応に向けた取組の推進

子ども・若者の非行や犯罪の未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関等による連携を強化し、少年指導委員等のボランティアをはじめとした地域の人々との協働による見守り活動や規範意識を高める取組、居場所づくりなどの取組を推進します。

また、非行集団や集団的不良交友関係について、その実態を把握し、検挙・補導、SOSを発信している少年の発見・救出など、総合的な対策を推進します。

② 薬物乱用防止に関する取組の推進

子ども・若者が自らの心と体の健康を守れるよう、関係機関等が連携して薬物乱用防止対策を推進するとともに、薬物依存者及びその家族への支援の充実や再乱用防止に向けた取組を推進します。

③ 相談窓口における支援の充実

子ども・若者及びその家族が抱える非行や犯罪被害に関連した個々の問題に対して、適切な助言や支援を行うため、少年補導センター等における相談窓口の充実を図るほか、警察や学校、児童相談所、法務少年支援センター（※9）等の関係機関の連携による総合的な支援を推進します。

※9 法務少年支援センター

少年鑑別所の非行・犯罪に係る相談所としての名称。地域の非行・犯罪に係る各般の相談を受け付けており、県各機関とも連携し、地域の非行・犯罪防止対策に係る支援を行っている。

施策の方向2 立ち直り支援体制の充実

① 立ち直り相談・支援の充実

警察、学校、児童相談所、保護観察所等の関係機関が連携し、問題を抱えた少年や家族の個々の状況に応じて、立ち直りに関する相談・支援の充実を図ります。

② 地域における取組の充実

地域における社会参加活動、居場所づくり、就学・就労に向けた支援など、立ち直りを支援する取組の充実を図るとともに、再非行・再犯防止に向けた取組を一体的に推進します。

重点目標 8

子どもの貧困対策を推進します

困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、いわゆる貧困の連鎖によって将来が閉ざされることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるよう貧困対策を推進します。

施策の方向 1 子どもの貧困対策の推進

① 教育の支援の推進

子ども・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないように、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、学習環境の整備や教育費の負担軽減などの経済的支援を行うほか、貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担軽減と質の向上を図るとともに、生活困窮世帯等への学習支援の取組等を推進します。

② 生活の支援の推進

子どもたちが安定した生活を送り、心身ともに健やかに成長していけるよう、様々な困難を有する環境にある子どもに対し、その保護者も含めた生活面の支援を推進します。

また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対し、子育てと仕事を両立させるための支援をはじめ、相談機能の充実や支援施策の周知など、きめ細かな生活面の支援を行います。

③ 保護者に対する就労支援の推進

世帯の生活の安定が図られるよう、また、保護者の働く姿を子どもに示すという教育的視点からも、保護者に対する就労の支援を推進します。

また、ひとり親家庭では、就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至るなど、不安定な就労形態にある家庭が多いことから、より高い収入が得られる就業を可能とするための支援の充実を図ります。

④ 経済的支援の推進

生活保護をはじめとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援の確保を図ります。

また、ひとり親家庭に対して、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての十分な周知を図ります。

重点目標 9

特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります

子ども・若者の自殺対策について、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関との連携により推進します。

また、外国人の子ども・帰国児童生徒の教育支援の充実や性的マイノリティ（※10）等に対する理解促進のための取組を推進します。

※10 性的マイノリティ

①生まれつきの身体の性、②性別自認（「女性」「男性」あるいはその「どちらでもない」などのように、自分の性別をどのように捉えるかを指す。「心の性別」ともいう。）、③性的指向（恋愛や性愛あるいは人生のパートナーとして惹かれる人の性別との関係性のこと。同性愛、両性愛、異性愛、無性愛などがある。）、④性別表現（振る舞い方や服装、髪型などの表現が「女らしい」「男らしい」「中性的」など、どのように表現されているかを指す。）の4要素において、多数の人と在り方が異なる人々のことをいう。

施策の方向1 子ども・若者の自殺対策の推進

① 児童生徒等への支援の充実

18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校・中学校・高等学校等において、悩みを抱える児童生徒の早期把握・見守り等の取組を推進します。

保健室や相談室などをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置拡充に向けた取組を進めるなど、学校における相談体制の充実を図ります。また、これらの教職員の資質向上のための研修を行います。

② SOSの出し方・受け止め方に関する教育の推進

学校において、児童生徒に対して、命の大切さを考える教育、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法や、心の危機に陥った友人からのSOSの受け止め方を学ぶための教育（SOSの出し方・受け止め方に関する教育（※11））、心の健康の保持に係る教育を推進します。

③ 若者への支援の充実

若年無業者に対しては、地域若者サポートステーションにおいて、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援します。

ひきこもりの若者に対しては、ひきこもり地域支援センターである精神保健福祉センターにおいて、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行います。

このほか、ひきこもりの本人や家族に対して、保健所、児童相談所において、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を行います。

精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者に対しては、関係機関の連携により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、早期発見・早期介入のための取組を推進します。

④ 若者の特性に応じた支援の充実

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、SNSなどのインターネット上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われています。そのため、SNS等を含むICTを活用した相談体制についても強化します。

支援を必要としている人が、適切な支援策に係る情報を容易に得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索の仕組みなど、支援策情報の集約、提供を強化します。

※11 SOSの出し方・受け止め方に関する教育

児童生徒が命の大切さを実感できる教育に加えて、心の機能・感情・自らの思考パターン等について学び、自尊感情を涵養し、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法（出し方）を身につけ、子どもや友人が出したSOSへの気づきと、適切な対処方法（受け止め方）を学ぶための教育。

SOSの出し方に関する教育は、教職員や地域の保健師等の協働による実施を基本とし、受け止め方に関する教育は、教職員等だけではなく、子ども・若者の理解を促進することが必要。

施策の方向2 外国人の子ども・帰国児童生徒の教育支援の充実

① 児童生徒等への就学支援の充実

外国人の子どもや帰国児童生徒が、不慣れな環境等により就学の機会を逸することのないよう支援を行います。

② 公立学校の受入体制等の充実

公立学校の受入体制や日本語指導の体制を整備し、個人の実態に応じたきめ細かな適応支援や日本語指導の充実を図ります。

施策の方向3 性的マイノリティに対する理解の促進

① 県民理解の促進

性的マイノリティを理由として困難な状況に置かれている子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、県民の理解を深めるための啓発活動を行います。

重点目標10

困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します

子ども・若者の育成支援を行う関係機関等相互の連携・協力体制を強化するとともに、関係機関等における支援対応能力の向上を図ることなどにより、困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進します。

施策の方向1 関係機関等による相談支援体制の強化

① 関係機関等による連携・協力体制の強化

困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進するため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの各分野における関係機関等について、相互の連携・協力体制の強化を図ります。

② 市町村との連携強化

子ども・若者やその家族にとって最も身近な窓口である市町村において、適切な支援が実施されるよう、市町村に対して必要な情報提供や指導助言等を行うことを通じて、連携・協力体制の強化を図ります。

施策の方向2 支援対応能力の向上と支援機関の周知

① 関係機関等における支援対応能力の向上

支援を必要とする子ども・若者やその家族からの相談に適切に対応していくため、関係機関等における支援対応能力の向上を図るとともに、子ども・若者やその家族等の抱える困難の状況に応じて、適切な相談窓口や専門機関を案内・紹介する「子ども・若者総合案内」の充実を図ります。

② 支援機関等の周知

孤独や孤立を抱え地域とのつながりを必要とする子ども・若者のために、子ども・若者やその支援者に対し、居場所づくりや就学・就労に関する相談、支援を行っている機関について、インターネット等を活用して周知します。

基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成

重点目標11

創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します

グローバル化が進行する社会において必要とされる能力・アイデンティティを培う教育や、科学技術に精通した人財の育成等、創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します。

施策の方向1 グローバル社会で活躍する人財の育成

① 国際理解教育の推進

我が国や郷土の文化・伝統に愛着と誇りを持ち、世界の文化・伝統、多様な生活習慣について関心と理解を深める学習機会の充実を図るとともに、コミュニケーション能力の育成を重視した外国語教育を推進します。

施策の方向2 科学技術に精通した人財等の育成

① 理数教育の推進

児童生徒の科学技術、理科・算数・数学への関心を更に高めるとともに、優れた素質の発掘・育成を図るため、スーパーサイエンスハイスクールにおける先進的な理数系教育や、理数系教育に関する発表会等、各学校段階における切磋琢磨の場を設けるなどの取組を支援します。

② 情報通信技術に関する実践教育の推進

急速に進展する情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人財を育成するため、大学等において、産学連携により、企業等の実際の課題に基づく課題解決型学習等の実践教育を推進します。

③ 起業・創業の支援

魅力あふれる多様な仕事づくりや、創業による地域社会への貢献度向上を図るため、起業家マインド、事業化ノウハウ、課題発見・解決能力等の習得を目指した、実践的な人財育成の取組を推進することにより、若者の起業・創業を支援します。

施策の方向3 地域で活躍する人財の育成

① 地域産業を担う人財の育成

地域産業を担う高度な専門的職業人財を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人財を創出するため、大学や高等専門学校、専修学校等において、インターンシップやフィールドワークの充実など、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化します。

② 若者の地域定着の推進

地元大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地元企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携により、地方における雇用の創出、若者の定着に向けた取組を促進します。

③ 若者による地域づくりの推進

都市地域から過疎地域等に移り、一定期間、地域協力活動を行いながら、当該過疎地域等への

定住・定着を図る「地域おこし協力隊」制度の活用を推進し、若者の持てる能力を活用した地域づくりを図ります。

施策の方向4 国際的に活躍できる次世代競技者の育成

① 次世代競技者の育成

子ども・若者が夢や希望を持って競技に打ち込めるよう、オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会で活躍が期待できる次世代競技者の発掘のほか、各競技における有望な選手等の国内外での合宿などの育成・強化の取組を支援します。

基本目標Ⅳ 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

重点目標12

家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します

家庭教育を地域全体で支援する取組や、家庭や地域との連携による開かれた学校づくりを推進するとともに、居場所づくりや体験活動の推進など、地域が主体的に行う支援の充実を図ることにより、家庭・学校・地域の相互連携による社会全体の教育力向上を推進します。

施策の方向1 家庭の教育力向上のための支援の推進

① 相談体制や学習機会の充実

家庭における子どもの教育に悩む保護者を対象とした相談窓口について体制の充実を図るとともに、家庭教育に関する学習機会や情報提供に努めます。

② 地域における支援の充実

地域団体が行う、親子で参加する様々な行事の実施や地域の情報提供など、家庭教育支援の取組の活性化を図るとともに、それぞれの地域で家庭教育支援に携わる人財の育成やネットワークづくりを推進します。

施策の方向2 家庭や地域との連携による学校づくりの推進

① 家庭や地域に開かれた学校づくりの推進

「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」等を活用し、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながら、その協力を得て学校運営を行うことにより、家庭や地域に開かれた学校づくりを推進します。

② 学校を支援する人財の育成

地域住民による学校支援ボランティア活動の充実と一層の活性化を図るための取組を推進します。

施策の方向3 地域の教育力向上のための取組の推進

① 居場所づくりの推進

厚生労働省と文部科学省が平成30年にとりまとめた「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組をはじめ、子どもたちのための放課後の居場所づくりについて、関係機関、地域団体やボランティア等と連携して推進します。

また、すべての子ども・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育んだり、困難に直面したときには支援を求めたりすることができるような居場所（サード・プレイス）づくりを推進します。

② 地域活動・体験活動の推進

子ども・若者自身による同世代又は年齢が近い世代のボランティア等による活動やネットワーク形成などの取組について、地域団体やボランティア等と連携して推進するとともに、善意ある行為を顕彰することにより、子どもたちの地域活動や体験活動を推進します。

③ 安全・安心に配慮した地域づくりの推進

地域住民による通学路などの安全点検や「あいさつ・声かけ活動」への取組などにより、子どもたちの安全・安心に配慮した地域づくりを推進します。

④ 地域の教育力向上に向けたネットワークづくりの推進

複雑・多様化する子ども・若者問題に地域で適切に対応できるよう、各地域における教育力の向上を図るため、地域の青少年育成団体、子育て支援団体などの民間組織のネットワークづくりを推進します。

重点目標13

県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します

本県の将来を担う子ども・若者が、心身ともに健やかに成長していくために、県民一人ひとりが、子ども・若者の育成支援に参画することができる環境づくりを推進します。

施策の方向1 地域活動の支援の充実

① 地域活動の活性化に向けた支援

地域団体について、子ども・若者をはじめとする多様な意見を柔軟に取り入れつつ運営・組織の活性化を図るとともに、子ども・若者育成に関わる者のネットワークづくりを推進するなど、

地域活動の活性化に向けた取組を支援します。

② 県民運動の展開と意識啓発の推進

子ども・若者の育成支援に関する県民一人ひとりの理解をより一層深めるため、関係機関や団体が一体となった「青少年育成県民運動」を展開します。

また、家族や地域の大切さなどについての理解を促進するとともに、大人自身の規範意識の向上を図る意識啓発などの取組を推進します。

施策の方向2 男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進

① ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに、仕事と生活を調和させることができるような働き方（ワーク・ライフ・バランス（※12））のより一層の推進を図るため、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の登録やインセンティブ強化、好事例の情報提供などの取組を推進します。

② 育児休業取得促進に向けた取組の推進

企業等における育児休業制度の活用を促進するため、企業経営者や管理職に対する各種セミナーでの周知、好事例の情報提供などの取組を推進します。

③ 多様な保育サービスや放課後児童対策の充実

職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にし、女性の活躍を推進するため、多様な働き方に対応した保育サービスや放課後児童対策など、子育てで家庭を支えるサービスの充実にに向けた取組を推進します。

※12 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組

働く人々の健康が保持され、保護者や若者が家族・友人等との充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を進め、積極的に取り組むことが必要である。

重点目標14

子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

「青森県青少年健全育成条例」に基づく社会環境浄化対策や、青少年のインターネット等の利用をめぐる問題に対する取組、子ども虐待をはじめとした各種被害の未然防止や早期対応を図る取組など、子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化に向けた取組を、関係機関や民間団体との連携により推進します。

施策の方向1 社会環境浄化対策の推進

① 「青森県青少年健全育成条例」に基づく対策の推進

「青森県青少年健全育成条例」に基づき、有害図書類や有害がん具類、わいせつな行為、深夜外出など、青少年の健全な育成を阻害する行為を、関係機関・団体の協力を得ながら規制するなどにより、適切な社会環境浄化対策に取り組めます。

また、関係機関と連携し、子ども・若者の薬物乱用及び20歳未満の者の喫煙・飲酒を防止するための取組を推進します。

② インターネット等をめぐる問題対策の推進

青少年及び保護者に対して、SNS等インターネットの適切な利用やフィルタリング（※13）の利用普及、家庭でのルールづくりに関する意識啓発を推進するとともに、関係機関・業界等による自主規制の取組を推進します。

※13 フィルタリング

SNS等インターネット上のウェブサイトなどを一定の基準に基づき選別し、青少年が有害な情報を閲覧できないようにするプログラムやサービス。

施策の方向2 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

① 子ども虐待防止と保護対策の推進

市町村、児童相談所、医療機関など関係機関の連携強化により、子ども虐待の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止に係る取組を推進します。

また、虐待を受けた子どもに対するケア及びその保護者等に対する継続的な指導助言などに取り組むとともに、虐待を受けた子ども等を、里親家庭やファミリーホーム等、より家庭的な環境で育てることができるよう、社会的養護を推進します。

② 子ども・若者の被害防止対策の推進

児童買春・児童ポルノに係る犯罪などの被害者となることを防ぐため、犯罪被害の情報提供などによる社会全体に対する広報啓発や、犯罪の取締りと被害の発見・保護などの取組を推進します。

薬物乱用を未然に防止するため、関係機関との連携による薬物乱用防止教室などの取組を推進します。

暴力団に加入したり、暴力団犯罪の被害に遭わないよう、暴力団排除のための取組を推進します。

性犯罪やエイズ感染などを防止するため、性に関する学習機会や、不安・悩みに対する相談などの取組を推進します。

交通事故から自分や他者の身を守る能力を養うため、発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

その他、犯罪や不当請求、交際相手からの暴力などの被害から身を守るため、自らの危険を予測し、回避する能力を身につけるための被害防止教育などの取組を推進します。

③ 犯罪被害者への支援の充実

犯罪被害等を受けた子ども・若者の精神的負担の軽減を図るとともに、立ち直りを支援するため、あおり被害者支援センター（※14）における相談支援活動などを推進します。

※14 被害者支援センター

ボランティアによるカウンセリング等を通じて、被害者やその家族等が抱える悩みの解決や心のケアについて支援するとともに、社会全体が被害者を総合的にサポートできる環境づくりに寄与することを目的として設立。電話や面接での相談、カウンセリングや法律相談、直接支援、自助グループの支援、広報・啓発、支援員の養成などの事業に取り組んでいる。

基本目標Ⅴ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

重点目標15

子ども・若者の成長を支える担い手を養成します

子ども・若者の育成支援に関わる地域の人財を育成するとともに、専門性の高い人財を養成します。

施策の方向1 地域の人財育成

① 育成関係者に対する研修機会の確保

青少年育成団体、青少年健全育成推進員、民生委員・児童委員、体験活動及び家庭教育支援者、学校支援に関わるコーディネーター、少年警察ボランティア等、子ども・若者の育成支援に関わる人財について、様々な研修機会の確保等により、その育成に向けた取組を推進します。

また、これからの社会の中核を担う青少年リーダーを育成するため、「あおり立志挑戦塾」などの取組を推進します。

施策の方向2 専門性の高い人財の養成

① 総合的な知見のもとに支援をコーディネートする人財の養成

相談業務等に従事する公的機関の職員、NPO法人の職員等を対象に、教育、福祉、雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱える子ども・若者を円滑な社会生活へと導く支援をコーディネートする人財を養成するため、国が実施する研修への職員の派遣等を推進します。

② 教員の資質向上のための研修の充実

子どもの心身の発達、人格形成に大きな影響を与える教員の資質向上を図るための研修の充実を図ります。